

ケーブルテレビインターネットサービスの 期間拘束契約について

2021年3月22日
(一社)日本ケーブルテレビ連盟

期間拘束契約に関する概要

■日本ケーブルテレビ連盟加盟の電気通信事業者257社を対象に調査を実施
概況は以下の通り

回答数 : 184社 (回答率72%)

1. 期間拘束のパターン :

- | | | |
|------------------|-----|------|
| ① 29社は期間拘束なし | ... | 16% |
| ② 152社が期間拘束契約あり | ... | 83% |
| ③ 3社は他通信事業者の取次のみ | | |
| ④ ②の内訳 (重複回答あり) | | |
| 自動更新あり | ... | 53社 |
| 期間経過後拘束なし | ... | 130社 |

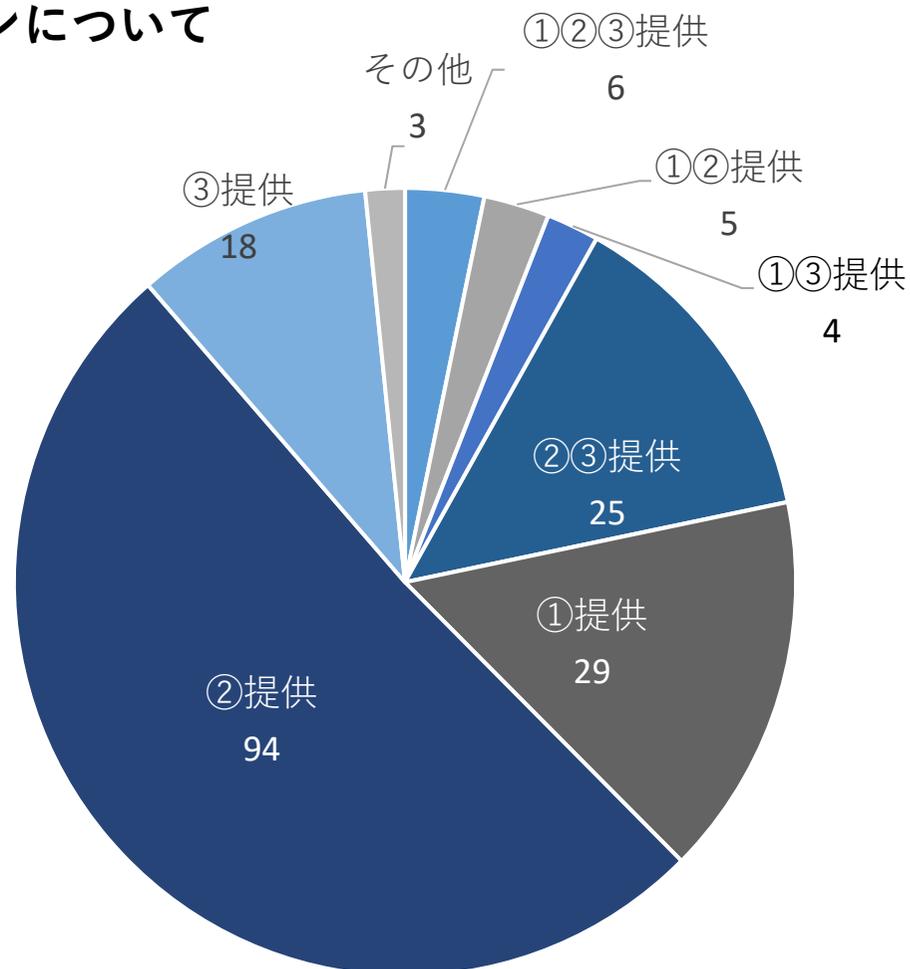
2. 期間拘束があるプランとの料金の差額範囲 : 486円から2,400円 (月額)

3. 期間拘束における契約期間 : 1ヵ月~5年
1年・2年を設定している社が最多で53社。

4. 契約更新通知方法 : 電子メール、マイページ、書面郵送等で通知
郵送で通知している社が27社/53社で最多。

期間拘束契約に関する調査概要

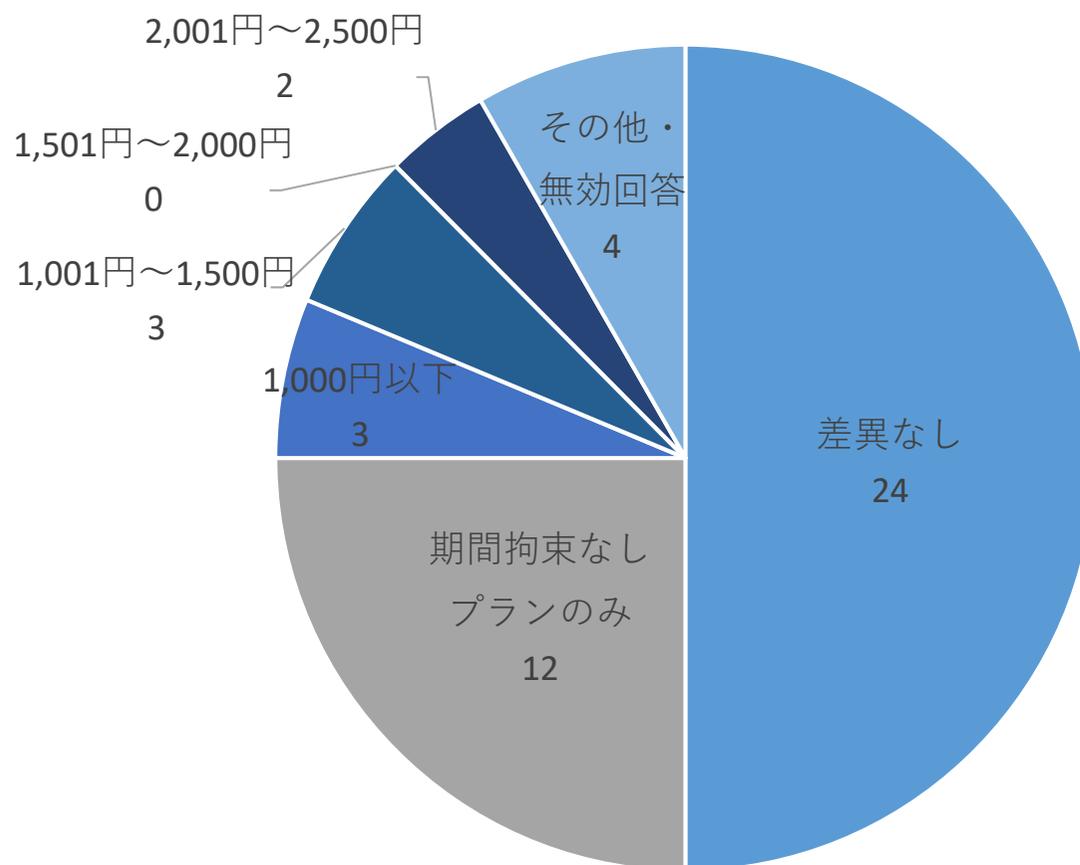
■1.期間拘束のパターンについて



①期間拘束なし ②期間拘束あり、自動更新なし ③期間拘束あり、自動更新あり

期間拘束契約に関するアンケート概要

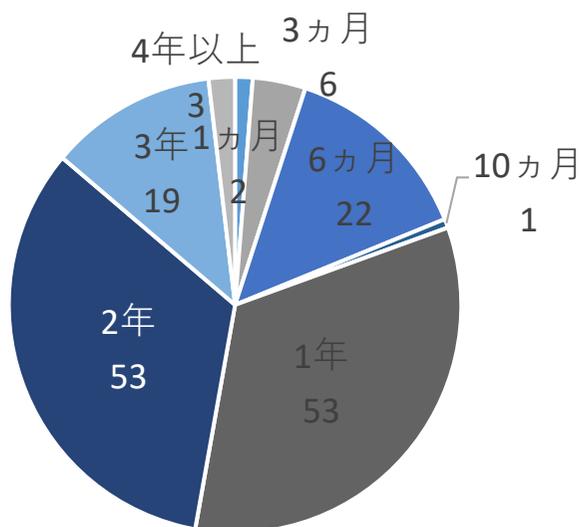
■2.①【期間拘束なし】と【期間拘束あり】の両方を提供している事業者の月額料金の差異



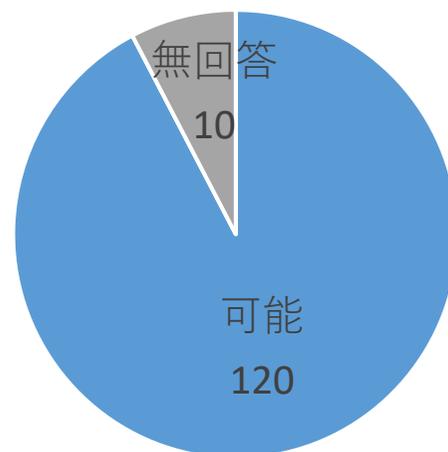
期間拘束契約に関する調査概要

■3.②最低契約期間あり、期間経過後期間拘束なしを提供している事業者について

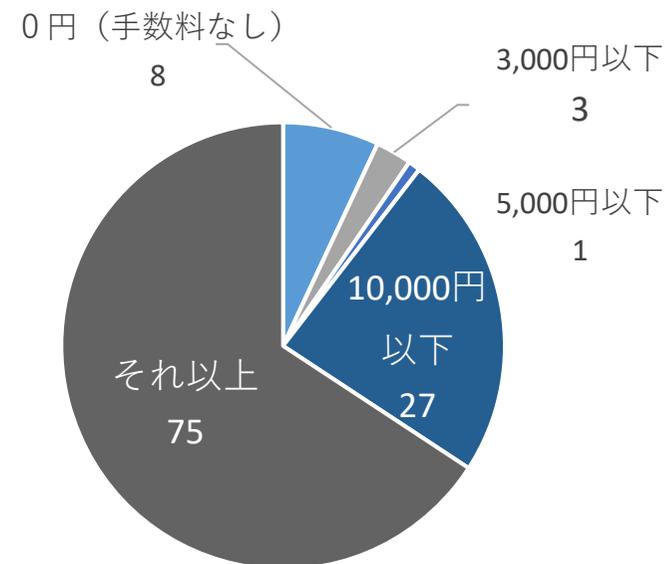
最低契約期間の長さ



最低契約期間内の解約が可能か



解約可能な場合の解約手数料



調査結果詳細

1.期間拘束のパターンについて（*）

	①②③提供	①②提供	①③提供	②③提供	①のみ提供	②のみ提供	③のみ提供	その他
①期間拘束なし	6	5	4	25	29	94	18	3
②期間拘束あり、自動更新なし								
③期間拘束あり、自動更新あり								

2.①期間拘束なしを提供している事業者について

	差異なし	期間拘束なし プランのみ	1,000円以下	1,001円～1,500 円	1,501円～2,000 円	2,001円～2,500 円	その他・ 無効回答	
期間拘束があるプラン との料金差異（月額）（*）	24	12	3	3	—	2	4	

3.②最低契約期間あり、期間経過後期間拘束なしを提供している事業者について

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	1年	2年	3年	4年以上
最低契約期間の長さ（*）	2	6	22	1	53	53	19	3
	可能	無回答						
最低契約期間内の解約が可能か	120	10						
	0円（手数料なし）	3,000円以下	5,000円以下	10,000円以下	それ以上			

*…複数回答あり

調査結果詳細 2

4.③期間拘束あり、自動更新あり を提供している事業者について

	1年間	2年間	3年間	2年～3年	1年～3年	無効回答		
契約期間の長さ	2社	26社	14社	4社	3社	1社		
	契約満了の 2ヵ月前	契約満了の 1か月前	契約満了月	契約満了翌月	サービス開始から 23・24ヵ月	サービス開始から 36ヵ月		
契約更新月のタイミング	2社	20社	3社	4社	1	3社		
	1ヵ月間	2ヵ月間	3ヵ月間					
手数料なしで契約変更可能な期間の長さ	7社	21社	9社					
	0円 (手数料なし)	3,000円以下	10,000円以下	それ以上				
手数料なしで契約変更可能な期間以外に契約変更した場合の手数料	7社	5社	7社	23社 (最大20,900円)				
	メール	文書を郵送	マイページ掲載	メールと郵送	郵送または 手渡し	メール・郵送 ・マイページ	通知なし	
契約更新の通知方法	7社	27社	1社	1社	1社	1社	3社	

期間拘束契約についての意見等

加入者に対しては適切な説明や措置が実施されることを前提として

「以下のような各社相応の事由があり導入されている措置である事をご理解いただきたい」

期間拘束契約を設定するに至った経緯

- ・新規加入時の工事費無料分負担や初期コストを回収するため
- ・サービス割引を実施するため
- ・解約・他社乗り換え防止
- ・競合他社に同様のプランがあるため

期間拘束契約に対する意見(自由回答)

- ・期間拘束をなくした方が良いとの意見もあるが、工事費回収などの面で加入直後の解約を避けるべく「拘束期間」は必要。
- ・ケーブル業界では高額な費用を先行投資していることから、短期の期間拘束や解約料を下げることは、経営を圧迫しかねない